

資料

■ 第2次岡山県社会福祉協議会活動強化計画 策定要綱	●●●●● 23
■ 第1次（H8～12）強化計画の総括	●●●●● 24
■ 第2次岡山県社会福祉協議会活動強化計画 策定委員及び策定班員（事務局）名簿	●●●●● 29
■ 第2次岡山県社会福祉協議会活動強化計画 策定委員会経過報告	●●●●● 30
■ 第2次岡山県社会福祉協議会活動強化計画 策定班会議経過報告	●●●●● 31
■ 計画（管理・評価等）の進行システム図	●●●●● 32
■ 社会福祉法<抜粋>	●●●●● 33

1. 第2次岡山県社会福祉協議会活動強化計画策定要綱

1. 目的

岡山県社会福祉協議会（以下「県社協」という）は、平成8年に急速に変化する福祉需要に的確に対応していくため、長期的展望にたった活動計画を策定し、諸事業を展開してきた。

平成12年度がこの5ヵ年計画の最終年にあたり、計画に基づく実施内容の評価・分析を行うとともに、県社協の方向・課題を明らかにし、県民をはじめ福祉関係者等の期待に応えていくため、第2次岡山県社会福祉協議会（以下「第2次強化計画」という）を策定する。

2. 第2次強化計画目標年次

長期展望 10ヵ年 日途

実施計画 3ヵ年（平成13年度～15年度）

なお福祉の動向や社会情勢（地域の実情含む）、あるいは計画の進捗状況を勘案した上で必要がある場合には、随時計画の見直しを行うものとする。

3. 第2次強化計画策定期間

平成12年7月～平成13年1月

4. 第2次今日計画策定委員会の設置

- (1) 計画策定委員会は、学識経験者、市町村社協、福祉施設、民生委員児童委員、行政、その他福祉に関心のある15名以内で構成し、県社協会長が委嘱する
- (2) 委員会に、委員長、副委員長を置く
- (3) 委員の任期は、平成12年7月1日～平成13年3月31日までとする

5. 第2次強化計画策定事務局体制

- (1) 計画の素案づくりを行うため、県社協事務局内プロジェクトチームを編成し、計画策定の実務を掌る
- (2) プロジェクトチームは、計画策定推進班とし、各部・所から選出した8名で構成し、班長1名を置く

6. 第2次強化計画の決定

- (1) 第2次強化計画策定委員会で策定された計画案を、県社協会長に答申し、県社協会長は県社協総合企画委員会において審議後、理事会、評議員会にこれを提案し決定する

7. その他

- (1) その他計画策定に必要な事項は、会長が別に定める
- (2) この要綱は、平成12年7月1日から施行する

2. 第1次（H8～12）強化計画の総括

§ 1. 第1次計画策定当初の社会的背景と第1次計画のねらい

「岡山県社会福祉協議会活動強化計画（平成8年度～12年度：1996～2000）」策定当時は、急速な少子化、高齢化の進展に伴い、県民の福祉需要がますます複雑かつ増加することが想定された頃であった。

このことに対処するため岡山県社協では、21世紀福祉ビジョン、新ゴールドプラン、公的介護保険制度の創設等を視野におき、地域福祉の第一線で実践する市町村社協をはじめ、福祉施設や関係機関・団体、企業等と連携、協働しながら事業を展開していくため、標記計画を策定し、次の3つの基本方針をもとに、6つの基本目標を掲げ事業を実施した。

第1次岡山県社協活動強化計画の基本方針・基本目標

▼【1次計画】基本方針

- 福祉問題を他人ごとでなく、自分の問題として受けとめ、誰もが必要などきに必要なサービスを気軽に利用できるような生活環境・福祉の土壌づくりをすすめる。
- 共に支え合い、学びあい、みんなが主体的に福祉活動に参加していく福祉コミュニティづくりをすすめる。
- 利用者本位・自立支援を基本にした、サービスの量・質を高めていくための福祉マンパワーの確保と専門性の向上を図るとともに、福祉・保健・医療の統合化を促進し、地域ケアシステムの構築にむけて条件整備をすすめる。

▼【1次計画】基本目標

- (1) 民間の立場から、岡山県の福祉のあり方、方向等について調査研究し積極的に提言する。
- (2) 福祉に関する総合相談機能の強化や情報提供のシステム化をはかる。
- (3) 県民の福祉やボランティア活動への参加を促進する。
- (4) 地域福祉の総合的推進をめざす市町村社協への支援・協力を強化する。
- (5) 福祉の人材養成・確保や魅力ある福祉の職場づくりをすすめる。
- (6) 社会福祉施設、民生委員協議会、関係団体の連絡調整や協働活動を推進する。



§ 2. 第1次計画の評価による課題・問題点

第2次計画の策定にあたり、第1次（5ヵ年）計画における達成度と今後における問題・課題等の評価作業を行い、今後の第2次計画策定へ引き継いでいくべき課題を以下のように概括した。

▼1次計画評価／計画策定全般の問題点

① 計画の見直し・評価についての作業不足

この5ヵ年のなかでの基本計画・実施計画における評価、見直しの作業がなされなかったため、実行性にかける面が一部にみられた。2次計画においては、こうした反省を踏まえ、3ヵ年計画にするとともに、年次ごとの計画評価・分析作業のルール化を図っていく必要がある。

② 実施計画における具体性の欠如

重点課題や実施計画（具体事業）において、理念的な項目が多くなってしまったこと、あるいは到達目標があいまいであったことなどから、事業が実施しにくい面が多々あった。2次計画については、実施計画における具体的な到達目標の設定が必要である。

③ 財源面での裏付けの視点の欠如

実施計画自体に財源の裏付け等の視点がなく、実行性にかける要因となった。

④ 広域的課題に対する局内での共通認識不足

部所間の広域的な連携を必要とする具体的事業項目の実施について、相互の共通認識が図られず、実行性に欠ける要因となった。2次計画では、広域的課題における具体的事業の主管についての明確化が必要である。

▼1次計画評価／計画の事業面全般の問題点

① 障害者福祉、あるいは児童福祉関連事業の充実

障害者福祉、あるいは児童福祉関連の事業が計画に反映されていない傾向がある。これについては、各関係機関・種別協議会との連携体制を明確にしていくなかで、県社協事業として今後どのように展開していくかを検討していく必要がある。

② 介護保険、権利擁護、苦情解決等の事業の2次計画への反映

計画の見直し作業がなされていないため、介護保険、権利擁護、苦情解決等の取り組みが、現段階で計画に反映されていない。2次計画では介護保険や社会福祉法関連の取り組みについての計画反映は必須である。

③ 県社協独自による企画立案事業の展開

全体として、委託／補助事業の展開に終始してしまっている傾向があるので、2次計画においては、県社協全体での研修体系の見直しをはじめとした、独自の企画立案による自主事業を財源面の考慮のもとで、どの程度反映させていけるかが課題である。

④ 県社協の調査・研究機能及び情報化推進機能の強化・拡充

全般的に調査・研究にかかわる事業の実行性にかける傾向がみられる。2次計画では、県社協の調査・研究機能の強化について、情報化事業のさらなる拡充と併せて、具体的な目標の設定等十分な協議が必要である。

▼1次計画評価評価／基本目標ごとの課題・問題点

1. 民間の立場から岡山県の福祉のあり方、方向等について調査研究し積極的に提言する

《課題総括》

① 県社協としての調査・研究機能の強化

全体的な傾向として、調査・研究に関する取り組みに弱い面があり、2次計画においては、本会自体の調査・研究機能の強化が課題である。

② 広域的な福祉課題についての調査研究のあり方検討

県内における広い意味での（県内共通の）福祉課題について、各種関係機関による横断的な調査・研究の場を県社協内部でどう位置づけていくのが課題である。

2. 福祉に関する総合相談機能の強化や情報提供のシステム化を図る

《課題総括》

① 総合相談機能のあり方についてのイメージ・共通認識づくり

県社協における総合相談機能のあり方について、局内全体での共通認識が図れていなかったことに大きな問題があった。よって2次計画では、総合相談機能の具体的なイメージを設定していく作業から取りかかっていく必要がある。

② 整備した情報インフラの有効活用と情報管理体制の強化

高度情報化へ向けての取り組みについては、県情報ハイウェイ構想への参加・協力のなかで、局内あるいは市町村社協への情報化基盤整備を予想以上に推進することができた。今後はそうした基盤を活用していく情報の収集・加工等、情報の管理体制の強化が課題である。

3. 県民の福祉やボランティア活動への参加を促進するための啓発活動を展開する

《課題総括》

① 地域ぐるみの福祉教育の促進と地域密着型ボランティアの啓発

福祉教育・ボランティア活動の啓発部分については、「夏のボランティア体験事業」「ボランティアカレッジ」「ボランティア協力校事業」等の計画的な実施により、順調に成果を残してきている。今後は、より地域に密着したところでの住民への福祉教育、あるいは地域ボランティア活動の啓発などが課題である。

② 県域ボランティアグループ連絡組織の組織化支援をはじめとした各種関係機関との連携体制の拡充

各市町村におけるボランティア団体・グループの組織化への支援や県域でのボランティア・グループ連絡組織の設立をはじめとして、国際交流、企業、社会教育等の県域の関連領域との連携など、各種関係機関とのネットワーク関連の事業展開の強化が課題である。

③ 県ボランティアセンターの調査・研究機能の強化と市町村社協への支援ビジョンの策定

市町村社協のボランティアセンター基盤整備のための支援について、状況調査・分析等にもとづく計画的な指導・支援ができなかった。これは県ボランティアセンター自体の調査・研究機能にひとつ問題があるといえる。2次計画では、市町村社協のセンター基盤整備に向けて、県ボランティアセンターの調査・研究機能の充実をはかるとともに、中長期的なビジョンにもとづく計画的な支援事業の展開が課題である。

④ 市民活動団体（NPO）や住民参加型福祉サービス団体への支援の拡充

地域における社会資源として、今後期待のかかるNPOや住民参加型福祉サービス団体への支援については、県社協の支援の方向性が明確になっていない面があり、十分な事業展開が図れていない状況である。今後は市民団体への支援のあり方について、市町村ボランティアセンターとの連携も含めて、今一度整理するとともに、支援体制を拡充していく必要がある。

▼1次計画評価／基本目標ごとの課題・問題点

4. 地域福祉の総合的推進をめざす市町村社協への支援・協力を強化する

《評価総括》

① 市町村社協への支援ビジョンの策定による計画的な事業展開

個々特定の社協からの相談対応（個別支援）については、概ね問題解決へ向けての支援は行えているものの、市町村社協の支援のあり方について、県社協としての明確な指針にもとづく事業展開ができなかった（ややもすると場あつち的）。今後は中長期的な視野にたった方向性を打ち出し、到達目標の設定や評価作業を含めて、計画的に支援事業を展開していくことが必要である。

② 市町村社協へ組織基盤面への支援事業の強化

事業面の支援に比べると、社協の事業運営体制に関する助言、あるいは組織基盤の整備・強化への支援に欠ける傾向があった。2次計画では、そうした市町村社協の基盤整備面について、十分支援していけるよう、まず県社協内部における連携体制を見直していくとともに、定款変更・諸規定整備から人事・労務管理、あるいは事業経営に関する相談支援等についても充実させていく必要がある。

③ 新たな支援ノウハウへ向けての取り組み

市町村社協の共通課題を吸い上げ、そのニーズについての解決していく機能を県社協のなかに取り込みそのノウハウを市町村社協へ還元していくような事業展開が必要である。（ex. 経営のあり方、人事・労務管理... etc）

④ 県社協における地域福祉推進体制の整備

地域福祉関連事業の推進（地域福祉部内）体制については、地域福祉の体系にあわせた部門編成（ex. 地域組織化担当／在宅サービス担当等）の見直しが必要である

⑤ インターネットを活用した情報ネットワークの有効活用

市町村社協の高度情報化支援については、県単補助事業などの展開により、計画以上に推進することができた点では十分な成果があったといえる。今後はこの整備されたネットワークをいかに有効活用できるかが課題である。

5. 福祉の人材養成・確保や魅力ある福祉の職場づくりをすすめる

《評価総括》

① 求人斡旋業務面における体制整備

求人斡旋業務を展開していく上での運営体制面（土日閉所・人員体制等）が不十分である。

② 福祉の動向に応じた人材斡旋業務のコンセプトの見直し

介護保険導入にともない、1次計画策定当初との時代背景の大きな変動のなかでの人材確保、あるいは人材斡旋業務のあり方についての見直しが必要である。

③ 各種資格取得等自主研修の実施へ向けた取り組みの強化

各種資格取得に関する自主研修の企画立案とその積極的な事業展開が課題である。

6. 社会福祉施設、民生委員協議会、関係団体の連絡調整や協働活動を推進する

《課題総括》

① 県社協における各種別協議会の位置づけの明確化

県社協における種別協議会の位置づけについて、1次計画のなかで方向性をまとめていくことができなかつた。2次計画では、あり方の明確化作業を急務とし、各関係機関・種別協議会との相互の連携のもとでの協働活動を進めていく必要がある。

② 連携における具体的事業、到達目標の明確化

ここ数年、社会福祉の動向とともに、医療・保健・教育・法律等、今まで関係の薄かった領域とも連携を図ってきたが、連携して何を行っていくのかという、計画のなかでの到達目標等の事業自体の具体性にかけられる傾向があった。2次計画ではそのあたりの具体性を明確にしていく必要がある。

③ 各種関係機関間の横断的な連携促進

社会福祉法人全般にわたる広域的な共通課題等について、各種関係機関・種別協議会などの参加による横断的な協議やそれに基づく提言ができるような、各種関係機関間の連携促進が課題である。

7. 民間社会福祉活動推進の拠点としての県社協基盤の強化をはかる

《評価総括》

① 局内における企画調整機能の強化・拡充

介護保険・権利擁護・苦情解決・情報化推進、あるいは災害時の支援活動等、単一部所だけでは解決できない事業に取り組んでいく上での組織的な課題を捉えて、企画立案や連携を主管していく企画調整機能が、局内において十分なものとなっていない。今後は、企画調整機能の充実に重点を置くとともに、他の各種事業実施における連携体制の見直し、あるいは事務局機構のあり方の再検討を進めていくことが必要である。

② 自主財源確保に向けた事業展開の強化と財源構造のあり方検討

時代の要請に応じた自主研修や情報提供サービス等の事業推進を通して、自主財源確保のための取り組みを強化していくとともに、県社協財源全体における独自財源を拡充していくことが課題である。

③ 職員資質の向上へ向けての取り組み充実

職員の資質向上へ向けての取り組みについて、(特に現状で中堅職員、役員向けのものがないといった状況があるので)研修の体系化等検討が必要である。

④ 県社協会員(会費)のあり方の検討

介護保険、社会福祉法の成立等、時代の動向にあわせた、県社協会員(会費)についてのあり方検討が必要である。

⑤ 情報化基盤のさらなる拡充

局内の情報化基盤については、局内イントラ構築等インフラ整備の面では、十分な成果をみている。今後はそうしたインフラを活かした局内情報の共有化等、情報基盤の活かした取り組みが課題である。

3. 第2次岡山県社協活動強化計画 策定委員名簿

分野	氏名	所属・職名
学識経験者	◎ 安 斎 芳 高	川崎医療福祉大学 講師
〃	小坂田 稔	美作女子大学 助教授
〃	高 塚 延 子	赤坂町立まなびのその華鶴学園 学園長・中国短期大学 教授
〃	米 良 重 徳	岡山NPOサポートネットワーク代表代行・岡山YMCA常務理事
〃	近 藤 政 治	山陽新聞社 論説委員(平成12年7月～9月)
〃	福 原 謙 治	山陽新聞社 論説委員(平成12年10月～)
行 政	田 中 利 大	岡山県保健福祉部 次長
市町村社協	高 尾 肇	倉敷市社会福祉協議会 総務係長
〃	稲 田 隆 司	北房町社会福祉協議会 主任
福祉施設	○ 財 前 民 男	社会福祉法人 光明会 理事長
〃	藤 原 元	特別養護老人ホーム 亀楽荘 施設長
〃	牧 野 恭 典	津山みのり学園 施設長
民生委員	伊 澤 芳 恵	岡山県民生委員児童委員協議会 副会長・女性部長
県 社 協	前 原 啓 之	岡山県社会福祉協議会 常務理事・事務局長

◎委員長 ○副委員長

4. 第2次岡山県社協活動強化計画 策定班員(事務局)名簿

氏名	所属・職名
○ 保 坂 邦 夫	地域福祉部長・ボランティアセンター所長
重 實 良 香	総務企画部 副部長
濱 純 子	福祉人材部 主任
奥 田 道 宏	地域福祉部 主任
古 田 光 臣	地域福祉部 主事
大 森 治 美	福祉人材センター 主事
中 村 勝 義	福祉人材センター 主事
藤 岡 宏 暁	福祉サービス利用支援センター 主事

○ 班長

5. 第2次岡山県社協活動強化計画 策定委員会経過報告

	開催年月日	場 所	内 容
第1回委員会	H12.7.31 (月)	県総合福祉会館 5階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協の概要並びに県福祉施策の概要について ・策定に至る経過と2次計画策定の考え方について ・1次計画の評価について ・2次計画の基本目標、重点課題について ・今後のスケジュールについて
第2回委員会	H12.9.22 (金)	県総合福祉会館 8階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会のふりかえり ・2次計画策定にあたっての考え方の再確認 ・地域福祉の体系、県社協の地域福祉の捉え方について ・基本方針、基本目標、重点課題について ・第3回策定委員会の日程について
第3回委員会	H12.11.10 (金)	県総合福祉会館 5階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回策定委員会のふりかえり ・基本目標、重点課題（具体的事業）について ・2次計画、基本計画書（冊子）について ・今後の委員会スケジュールについて ・第4回策定委員会の日程について
第4回委員会	H13.1.26 (金)	県総合福祉会館 4階大研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画書（草案）について ・計画の名称について ・答申等のスケジュールについて ・その他



6. 第2次岡山県社協活動強化計画策定班 会議経過報告

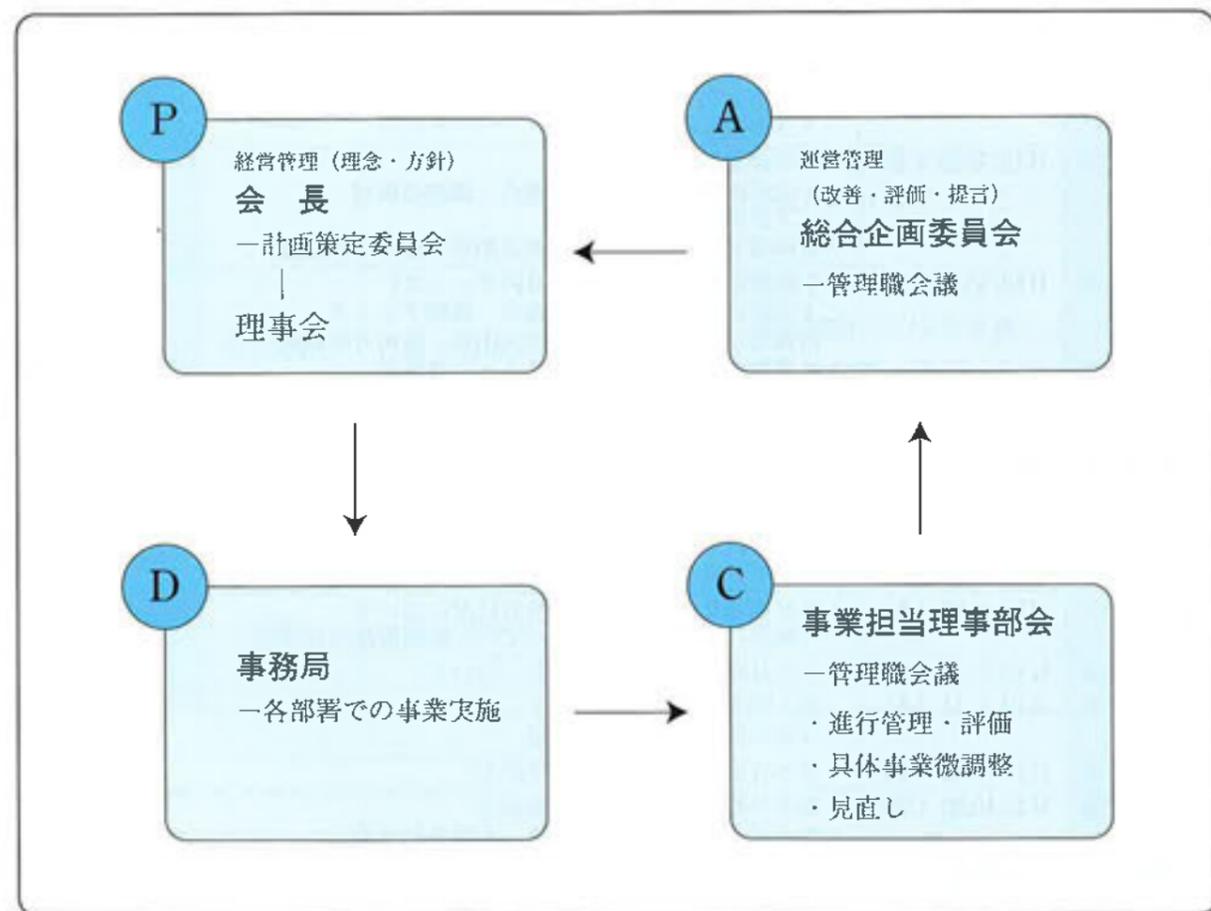
会 議	開催年月日	内 容
第1回会議	H12.5.18 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の流れ ・計画のスケジュール ・第1次計画の評価方法 ・計画策定委員会の設置
第2回会議	H12.6.5 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・1次計画の評価・分析（評価票を持ち寄り全体評）
第3回会議	H12.6.16 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・策定期間及び計画の性格について ・策定委員会の開催について ・計画策定スケジュールの詰め ・計画の具体的なイメージの明文化について
第4回会議	H12.6.30 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会の開催（準備状況）について ・2次計画の策定要領及び構成等について ・1次評価の評価コメントのチェック
第5回会議	H12.7.6 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定要綱（案）について検討① ・1次計画の評価の続き
第6回会議	H12.7.10 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定要綱（案）についての検討② ・1次評価資料修正作業
第7回会議	H12.7.13 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・1次評価資料修正作業 ・1次計画全体にわたる問題点・課題の検討 ・2次計画の視点検討 ・計画策定委員会当日の役割分担等、進め方の確認
第8回会議	H12.7.19 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・1次評価資料修正作業（最終チェック） ・1次計画全体にわたる問題点・課題チェック ・計画策定委員会当日の役割分担等、進め方の確認 ・2次計画の視点・策定のイメージ等検討
第9回会議	H12.8.4 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会のふりかえり ・今後の策定委員会へ向けての対策及び計画策定作業の確認
第10回会議	H12.8.11 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉」「社会福祉協議会」の共通認識のための確認作業（局内学習会）①
第11回会議	H12.8.18 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉」「社会福祉協議会」の共通認識のための確認作業（局内学習会）②
第12回会議	H12.8.25 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・（検討）「県社協が進めていく地域福祉」について①
第13回会議	H12.8.30 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・（検討）県社協が今後進めていく地域福祉の視点②
第14回会議	H12.8.31 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協強化計画班会議の検討状況について ・（検討）県社協が今後進めていく地域福祉の視点③
第15回会議	H12.9.6 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・2次計画の基本構想／方針について
第16回会議	H12.9.14 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回策定委員会について ・今後の部署での作業の確認
第17回会議	H12.10.12 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標及び重点課題の検討①
第18回会議	H12.10.20 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標及び重点課題の検討② ・重点課題と実施項目の調整・すり合わせ①
第19回会議	H12.10.24 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標及び重点課題の検討③ ・重点課題と実施項目の調整・すり合わせ②
第20回会議	H12.11.15 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書の検討作業① ・基本計画書（草案）の骨子検討
第21回会議	H12.12.16 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書の検討作業②
第22回会議	H12.12.28 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画書 局内全体での検討会（周知・意見集約）
第23回会議	H13.1.4 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画書（草案）修正作業① ・実施計画書の検討作業③
第24回会議	H13.1.5 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画書（草案）修正作業②
第25回会議	H13.1.9 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画書（草案）修正作業③
第26回会議	H13.1.11 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書の最終調整
第27回会議	H13.1.18 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回策定委員会の開催について ・基本計画書草案（策定委員会提出分）最終チェック
第28回会議	H13.1.30 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画書草案／原稿最終修正作業 ・局内全体での基本計画書草案・実施計画書についての周知

7. 計画（管理・評価等）の進行システム図

具体的な個々の事業実施について定めた実施計画については、毎年次、事業計画へ反映していくとともに、その進行状況については、各部署内及び部長会議を経て事業担当理事部会でチェックを行っていく。

またその際、出てきた問題・課題については、総合企画委員会へ提出し、計画の見直し・軌道修正等、評価・改善を図っていくものとする。

(Plan・Do・Check・Action)



社会福祉法 <抜粋>

(昭和26年法律45号 平成12年6月7日公布、一部施行)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で人所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 三 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 四 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設を経営する事業
- 五 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通園寮を経営する事業
- 六 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第2種社会福祉事業とする。

- 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- 二 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 三 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業、同法に規定する母子福祉施設を経営する事業及び父子家庭居宅介護等事業（現に児童を扶養している配偶者のない男子がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた場合に、その者につきその者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他日常生活上の便宜を供与する事業であつて、母子家庭居宅介護等事業その他これに類する事業を經營する者が行うものをいう。）
- 四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- 五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は手話通訳事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を經營する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業又は知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを經營する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者社会復帰施設を經營する事業及び同法に規定する精神障害者地域生活援助事業
- 八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利

用させる事業

- 十 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
 - 十一 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）
 - 十二 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業
- 4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。
- ・ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）
 - ・ 実施期間が六月（前項第13号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業
 - ・ 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
- 四 第2項各号及び前項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人）に満たないもの
- 五 前項第13号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第2章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

- 第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。
- 2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（組織）

- 第8条 地方社会福祉審議会は、委員35人以内で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第9条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従

事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

- 第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。
- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

- 第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。
- 2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第8条1項中「35人以上」とあるのは「50人以上」と、前条第1項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第3章 福祉に関する事務所

（設置）

- 第14条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。
- 2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。
- 3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。
- 4 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。
- 5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。
- 6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。
- 7 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。
- 8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、その六月前までに、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

（組織）

- 第15条 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第1号の所員を置くことを要しない。
- 一 指導監督を行う所員
 - 二 現業を行う所員
 - 三 事務を行う所員
- 2 所の長は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の指揮監督を受けて、所務を掌理する。
- 3 指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。
- 4 現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。
- 5 事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。
- 6 第1項第1号及び第2号の所員は、社会福祉主事でなければならない。

（所員の定数）

第16条 所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。

- 一 都道府県の設置する事務所にあつては、生活保護法の適用を受ける被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）の数が390以下であるときは、6とし、被保護世帯の数が65を増すごとに、これに1を加えた数
- 二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が240以下であるときは、3とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数
- 三 町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が160以下であるときは、2とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数

(服務)

第17条 第15条第1項第1号及び第2号の所員は、それぞれ同条第3項又は第4項に規定する職務にのみ従事しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことを妨げない。

第4章 社会福祉主事

(設置)

第18条 都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。

- 2 前項に規定する町村以外の町村は、社会福祉主事を置くことができる。
- 3 都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。
- 4 市及び第一項に規定する町村の社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。
- 5 第二項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

(資格等)

第19条 社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢20年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学、旧高等学校令（大正7年勅令第389号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
 - 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - 三 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
 - 四 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項第2号の養成機関の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

第5章 指導監督及び訓練

(指導監督)

第20条 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長は、この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に関しそれぞれその所部の職員が行う事務について、その指導監督を行うために必要な計画を樹立し、これを実施しなければならない。

(訓練)

第21条 この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に関する事務に従事する職員の素質を向上するため、都道府県知事はその所部の職員及び市町村の職員に対し、指定都市及び中核市の長はその所部の職員に対し、それぞれ必要な訓練を行わなければならない。

第6章 社会福祉法人

第1節 通則

(定義)

第22条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(名称)

第23条 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(経営の原則)

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

(要件)

第25条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

(公益事業及び収益事業)

第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第27条 社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第28条 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(準用規定)

第29条 民法（明治29年法律第89号）第43条（法人の権利能力）及び第44条（不法行為能力）の規定は、社会福祉法人に準用する。

(所轄庁)

第30条 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

- 一 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該指定都市の区域を越えないもの及び第107条第2項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人指定都市の長
 - 二 主たる事務所が中核市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該中核市の区域を越えないもの中核市の長
- 2 社会福祉法人でその行う事業が2以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

第2節 設立

(申請)

第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

一 目的

二 名称

三 社会福祉事業の種類

四 事務所の所在地

五 役員に関する事項

六 会議に関する事項

- 七 資産に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 評議員会を置く場合には、これに関する事項
- 十 公益事業を行う場合には、その種類
- 十一 収益事業を行う場合には、その種類
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- 3 第1項第12号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。
- 4 前条第2項の社会福祉法人に係る第1項の規定による認可の申請は、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

(認可)

第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(定款の補充)

第33条 社会福祉法人を設立しようとする者が、第31条第1項第2号から第14号までの各号に掲げる事項を定めなくて死亡した場合には、厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。

(成立の時期)

第34条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(準用規定)

第35条 民法第41条(贈与、遺贈の規定の準用)、第42条(寄附財産の帰属)及び第51条第1項(財産目録)(法人設立の時に限る部分に限る。)の規定は、社会福祉法人の設立に準用する。この場合において、同法第42条第1項中「法人設立ノ許可ノアリタル時」とあるのは、「社会福祉法人成立ノ時」と読み替えるものとする。

第3節 管理

(役員の定数、任期、選任及び欠格)

- 第36条 社会福祉法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かななければならない。
- 2 役員は、2年を超えてはならない。ただし、再任を妨げない。
 - 3 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の2分の1を超えて含まれることになつてはならない。
 - 4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(役員欠員補充)

第37条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(理事の代表権)

第38条 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。ただし、定款をもつて、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)

第39条 社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。

(監事の職務)

- 第40条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会(評議員会のないときは、所轄庁)に報告すること。
 - 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
 - 五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第41条 監事は、理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない。

(評議員会)

- 第42条 社会福祉法人に、評議員会を置くことができる。
- 2 評議員会は、理事の定数の二倍を超える数の評議員をもつて組織する。
 - 3 社会福祉法人の業務に関する重要事項は、定款をもつて、評議員会の議決を要するものとする。ことができる。

(定款の変更)

- 第43条 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 第31条第4項の規定は定款の変更の認可の申請に、第32条の規定は定款の変更の認可にそれぞれ準用する。
 - 3 社会福祉法人は、第1項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
 - 4 第30条第2項の社会福祉法人に係る前項の規定による届出は、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(会計)

- 第44条 社会福祉法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。
 - 3 理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。
 - 4 社会福祉法人は、第2項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(準用規定)

第45条 民法第55条から第57条まで(代表権の委任、仮理事、特別代理人)及び非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第35条第1項(裁判所の管轄)の規定は、社会福祉法人に準用する。この場合において、民法第55条中「定款、寄附行為又は總會ノ決議」とあるのは「定款」と、同法第56条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「所轄庁(社会福祉法第30条ニ規定スル所轄庁ヲ指フ)ハ利害関係人ノ請求ニヨリ又ハ職権ヲ以テ」と読み替えるものとする。

第4節 解散及び合併

(解散事由)

- 第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。
- 一 理事の三分の二以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
 - 二 定款に定めた解散事由の発生
 - 三 目的たる事業の成功の不能
 - 四 合併
 - 五 破産

六 所轄庁の解散命令

- 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。
- 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 第31条第4項の規定は、第2項の規定による認可又は認定の申請に準用する。

(残余財産の帰属)

- 第47条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時にあって、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。
- 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

- 第48条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。

(合併手続)

- 第49条 社会福祉法人が合併するには、理事の3分の2以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決がなければならない。

- 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第31条第4項の規定は合併の認可の申請に、第32条の規定は合併の認可にそれぞれ準用する。

- 第50条 社会福祉法人は、前条第2項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

- 社会福祉法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

- 第51条 債権者が、前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- 債権者が異議を述べたときは、社会福祉法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

- 第52条 合併により社会福祉法人を設立する場合においては、定款の作成その他社会福祉法人の設立に関する事務は、各社会福祉法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

- 第53条 合併後存続する社会福祉法人又は合併によつて設立した社会福祉法人は、合併によつて消滅した社会福祉法人の一切の権利義務（当該社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期)

- 第54条 社会福祉法人の合併は、合併後存続する社会福祉法人又は合併によつて設立する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(準用規定)

- 第55条 民法第70条、第73条から第76条まで、第77条第2項（届出に関する部分に限る。）及び第78条から第83条まで（法人の解散及び清算）並びに非訟事件手続法第35条第2項、第36条、第37条ノ2、第136条から第137条まで及び第138条（法人の清算の監督）の規定は、社会福祉法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第77条第2項及び第83条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁（社会福祉法第30条ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

第5節 助成及び監督

(一般的監督)

- 第56条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状

況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

- 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
- 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。
- 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。
- 所轄庁は、第3項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。
- 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 第五項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。

(公益事業又は収益事業の停止)

- 第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
- 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

(助成及び監督)

- 第58条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び地方自治法第237条第2項の規定の適用を妨げない。

- 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。

- 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。
- 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

- 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 第五十六条第五項から第七項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する。

(所轄庁への届出)

- 第59条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、所轄庁に届け出なければならない。

- 第43条第4項の規定は、前項の場合に準用する。

第7章 社会福祉事業

(経営主体)

- 第60条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

(事業経営の準則)

- 第61条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

- 一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を営業者者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。
 - 二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を営業者者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。
 - 三 社会福祉事業を営業者者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。
- 2 前項第一号の規定は、国又は地方公共団体が、その営業者する社会福祉事業について、福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を他の社会福祉事業を営業者者に委託することを妨げるものではない。

(施設の設置)

- 第62条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を営業者しようとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。
- 一 施設の名称及び種類
 - 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
 - 三 条例、定款その他の基本約款
 - 四 建物その他の設備の規模及び構造
 - 五 事業開始の予定年月日
 - 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の名氏及び経歴
 - 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
- 2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営業者しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 当該事業を営業者するための財源の調達及びその管理の方法
 - 二 施設の管理者の資産状況
 - 三 建物その他の設備の使用の権限
- 四 経理の方針
- 五 事業の営業者者又は施設の管理者に事故があるときの処置
- 4 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつたときは、第65条の規定により厚生労働大臣が定める最低基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。
- 一 当該事業を営業者するために必要な経済的基礎があること。
 - 二 当該事業の営業者者が社会的信望を有すること。
 - 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- 四 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五 脱税その他不正の目的で当該事業を営業者しようとするものでないこと。
- 5 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、社会福祉施設設置の許可を与えなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の許可を与えるに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(変更)

- 第63条 前条第1項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前条第2項の規定による許可を受けた者は、同条第1項第4号、第5号及び第7号並びに同条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 前条第4項から第6項までの規定は、前項の規定による許可の申請があつた場合に準用する。

(廃止)

- 第64条 第62条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項の規定による許可を受けて、社会福祉事業を営業者する者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止の日の1月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(施設の最低基準)

- 第65条 厚生労働大臣は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。

- 2 社会福祉施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。

(管理者)

- 第66条 社会福祉施設には、専任の管理者を置かなければならない。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始)

- 第67条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から1月以内に、事業営業者地の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。
- 一 営業者者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 事業の種類及び内容
 - 三 条例、定款その他の基本約款
- 2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を営業者しようとするときは、その事業の開始前に、その事業を営業者しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けようとする者は、第1項各号並びに第62条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつたときは、第62条第4項各号に掲げる基準によつて、これを審査しなければならない。
- 5 第62条第5項及び第6項の規定は、前項の場合に準用する。

(変更及び廃止)

- 第68条 前条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者する者は、その届け出た事項又は許可申請書に記載した事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(第二種社会福祉事業)

- 第69条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から1月以内に、事業営業者地の都道府県知事に第67条第1項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(調査)

- 第70条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を営業者する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業営業者の状況を調査させることができる。

(改善命令)

- 第71条 都道府県知事は、第62条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者する者の施設が、第65条の最低基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を営業者する者に対し、同条の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

- 第72条 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項若しくは第69条第1項の届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を受けて社会福祉事業を営業者する者が、第62条第6項（第63条第3項及び第67条第5項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第63条第1項若しくは第2項、第68条若しくは第69条第2項の規定に違反し、第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項若しくは第69条第1項の届出をし、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を受け、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者する者（次条において「社会福祉事業の営業者」という。）が、次条第2項の規定による条件に違反し、又は第77条若しくは第79条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

- 3 都道府県知事は、第62条第1項若しくは第2項、第67条第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定に違反して社会福祉事業を営む者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

(寄附金の募集)

- 第73条 社会福祉事業を営み、又は営もうとする者は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その募集に着手する1月前までに、厚生労働省令で定める手続に従い、募集しようとする地域の都道府県知事(募集しようとする地域が2以上の都道府県の区域にわたるときは、厚生労働大臣)に対し、募集の期間、地域、方法及び用途等を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可には、募集の期間、寄附金の用途及び寄附金によつて取得する財産の処分に付き、条件を付することができる。
- 3 第1項の許可を受けて寄附金を募集した者は、厚生労働省令で定める手続に従い、募集の期間経過後遅滞なく、寄附金の募集の許可を受けた行政庁に対し、募集の結果を報告しなければならない。

(適用除外)

- 第74条 第62条から第71条まで並びに第72条第1項及び第3項の規定は、他の法律によつて、その設置又は開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

第8章 福祉サービスの適切な利用

第1節 情報の提供等

(情報の提供)

- 第75条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス(社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。)を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用契約の申込み時の説明)

- 第76条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

(利用契約の成立時の書面の交付)

- 第77条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
 - 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

- 第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。
- 2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(誇大広告の禁止)

- 第79条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第2節 福祉サービスの利用の援助等

(福祉サービス利用援助事業の実施に当たつての配慮)

- 第80条 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たつては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならない。

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等)

- 第81条 都道府県社会福祉協議会は、第108条第1項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

- 第82条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

(運営適正化委員会)

- 第83条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

(運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等)

- 第84条 運営適正化委員会は、第81条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。
- 2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等)

- 第85条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。
- 2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。

(運営適正化委員会から都道府県知事への通知)

- 第86条 運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(政令への委任)

- 第87条 この節に規定するもののほか、運営適正化委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第3節 社会福祉を目的とする事業を営む者への支援

- 第88条 都道府県社会福祉協議会は、第108条第1項各号に掲げる事業を行うほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に資するため、必要に応じ、社会福祉を目的とする事業を営む者がその行つた福祉サービスの提供に要した費用に関して地方公共団体に対して行う請求の事務の代行その他の社会福祉を目的とする事業を営む者が当該事業を円滑に実施することができるよう支援するための事業を実施するよう努めなければならない。ただし、他に当該事業を実施する適切な者がある場合には、この限りでない。

第9章 社会福祉事業に従事する者の確保の促進

第1節 基本指針等

(基本指針)

- 第89条 厚生労働大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業に従事する者(以下この章において「社会福祉事業従事者」という。)の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

- ・ 社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項
 - ・ 社会福祉事業を営業者が行う、社会福祉事業従事者に係る処遇の改善（国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。）及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項
 - ・ 前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項
 - 四 国民の社会福祉事業に対する理解を深め、国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置の内容に関する事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するとともに、社会保障審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。
 - 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（社会福祉事業を営業者の講ずべき措置）

- 第90条 社会福祉事業を営業者は、前条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 社会福祉事業を営業者は、前条第二項第四号に規定する措置の内容に即した措置を講ずる者に対し、必要な協力を行うよう努めなければならない。

（指導及び助言）

- 第91条 国及び都道府県は、社会福祉事業を営業者に対し、第八十九条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（国及び地方公共団体の措置）

- 第92条 国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 福祉人材センター

第1款 都道府県福祉人材センター

（指定等）

- 第93条 都道府県知事は、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

- 第94条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。
 - 二 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。
 - 三 社会福祉事業を営業者に対し、第89条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。
 - 五 社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。
 - 六 社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

（他の社会福祉事業従事者の確保に関する業務を行う団体との連携）

- 第95条 都道府県センターは、前条に規定する業務を行うに当たっては、他の社会福祉事業従事者の確保に関する業務を行

う団体との連携に努めなければならない。

（事業計画等）

- 第96条 都道府県センターは、毎事業年度、厚生労働省令の定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 都道府県センターは、厚生労働省令の定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（監督命令）

- 第97条 都道府県知事は、この款の規定を施行するために必要な限度において、都道府県センターに対し、第94条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

- 第98条 都道府県知事は、都道府県センターが、次の各号のいずれかに該当するときは、第93条第1項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。
 - 一 第94条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
 - 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
 - 三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第2款 中央福祉人材センター

（指定）

- 第99条 厚生労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央福祉人材センター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。

（業務）

- 第100条 中央センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。
 - 二 二以上の都道府県の区域における社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。
 - 三 社会福祉事業の業務に関し、都道府県センターの業務に従事する者に対して研修を行うこと。
 - 四 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者に対して研修を行うこと。
 - 五 都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
 - 六 都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターその他の関係者に対し提供すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、都道府県センターの健全な発展及び社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

（準用）

- 第101条 第93条第2項から第4項まで及び第96条から第98条までの規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第93条第2項中「前項」とあるのは「第99条」と、第97条中「この款」とあるのは「次款」と、第94条」とあるのは「第100条」と、第98条第1項中「第93条第1項」とあるのは「第99条」と、「第94条」とあるのは「第100条」と、「この款」とあるのは「次款」と読み替えるものとする。

第3節 福利厚生センター

（指定）

- 第102条 厚生労働大臣は、社会福祉事業に関する連絡及び助成を行うこと等により社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、福利厚生センターとして指定することができる。

（業務）

第103条 福利厚生センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 社会福祉事業を営業者に対し、社会福祉事業従事者の福利厚生に関する啓発活動を行うこと。
- 二 社会福祉事業従事者の福利厚生に関する調査研究を行うこと。
- 三 福利厚生契約（福利厚生センターが社会福祉事業を営業者に対してその者に使用される社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図るための事業を行うことを約する契約をいう。以下同じ。）に基づき、社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図るための事業を実施すること。
- 四 社会福祉事業従事者の福利厚生に関し、社会福祉事業を営業者との連絡を行い、及び社会福祉事業を営業者に対し助成を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図るために必要な業務を行うこと。

（約款の認可等）

第104条 福利厚生センターは、前条第三号に掲げる業務の開始前に、福利厚生契約に基づき実施する事業に関する約款（以下この条において「約款」という。）を定め、厚生労働大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の認可をした約款が前条第三号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その約款を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 約款に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

（契約の締結及び解除）

第105条 福利厚生センターは、福利厚生契約の申込者が第62条第1項若しくは第2項、第67条第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定に違反して社会福祉事業を営業者であるとき、その他厚生労働省令で定める正当な理由があるときを除いては、福利厚生契約の締結を拒絶してはならない。

- 2 福利厚生センターは、社会福祉事業を営業者がその事業を廃止したとき、その他厚生労働省令で定める正当な理由があるときを除いては、福利厚生契約を解除してはならない。

（準用）

第106条 第93条第2項から第4項まで及び第96条から第98条までの規定は、福利厚生センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第93条第2項中「前項」とあるのは「第102条」と、第96条第1項中「に提出しなければ」とあるのは「の認可を受けなければ」と、第97条中「この款」とあるのは「次節」と、「第94条」とあるのは「第103条」と、第98条第1項中「第93条第1項」とあるのは「第102条」と、「第94条」とあるのは「第103条」と、「この款」とあるのは「次節」と、「違反した」とあるのは「違反したとき、又は第104条第1項の認可を受けた同項に規定する約款によらないで第103条第3号に掲げる業務を行つた」と読み替えるものとする。

第10章 地域福祉の推進

第1節 社会福祉協議会

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第107条 市町村社会福祉協議会は、又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者者の過半数が参加するものとする。
 - 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
 - 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合に

は、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。

- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることのできる。ただし、役員の数分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（都道府県社会福祉協議会）

第108条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者者の過半数が参加するものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの

- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
 - 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
 - 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- 2 前条第5項及び第6項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

（社会福祉協議会連合会）

第109条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

- 2 第107条第5項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

第2節 共同募金

（共同募金）

第110条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者者（国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。）に配分することを目的とするものをいう。

（共同募金会）

第111条 共同募金を行う事業は、第2条の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業とする。

- 2 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。
- 3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。
- 4 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

（共同募金会の認可）

第112条 第30条第1項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たつては、第32条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

- 一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。
- 二 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。
- 三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。
- 四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

（配分委員会）

第113条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。

- 2 第36条第4項各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員となることのできない。
- 3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることのできる。ただし、委員の総数の三分の一を超えてはならない。
- 4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

（共同募金の性格）

第114条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

（共同募金の配分）

第115条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を営業者者以外の者に配分してはならない。

- 2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たっては、配分委員会の承認を得なければならない。
- 3 共同募金会は、第110条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

(準備金)

- 第116条 共同募金会は、前条第三項の規定にかかわらず、災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。
- 2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第110条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を営む者に配分することを目的として、提出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に提出することができる。
 - 3 前項の規定による提出を受けた共同募金会は、提出された金額を、同項の提出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を営む者に配分しなければならない。
 - 4 共同募金会は、第1項に規定する準備金の積立て、第2項に規定する準備金の提出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たっては、配分委員会の承認を得なければならない。

(計画の公告)

- 第117条 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

- 第118条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第116条第1項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。
- 2 共同募金会は、第116条第2項の規定により準備金を提出した場合には、速やかに、同項の提出の趣旨、提出先の共同募金会及び提出した額を公告しなければならない。
 - 3 共同募金会は、第116条第3項の規定により配分を行つた場合には、配分を終了した後二月以内に、提出を受けた総額及び提出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該提出を行つた共同募金会に対し、提出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

- 第119条 第30条第1項の所轄庁は、共同募金会については、第56条第4項の事由が生じた場合のほか、第112条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受配者の寄附金募集の禁止)

- 第120条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(適用除外)

- 第121条 第73条の規定は、共同募金会が行う共同募金については、適用しない。

(共同募金会連合会)

- 第122条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。
- 2 共同募金会連合会は、第73条の許可を受けて寄附金の募集をしようとするときは、あらかじめ、その募集をしようとする地域の属する都道府県に係る共同募金会の意見を聴かなければならない。

第11章 雑則

(芸能、出版物等の推薦等)

- 第123条 社会保障審議会は、社会福祉の増進を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

(大都市等の特例)

- 第124条 第7章及び第8章の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、これらの章中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(事務の区分)

- 第125条 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(権限の委任)

- 第126条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令の定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

- 第127条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(厚生労働省令への委任)

- 第128条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第12章 罰則

- 第129条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 一 第57条に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行つた者
 - 二 第62条第2項又は第67条第2項の規定に違反して社会福祉事業を経営した者
 - 三 第72条第1項から第3項までに規定する制限若しくは停止の命令に違反した者又は同条第1項若しくは第2項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を経営した者
 - 四 第73条第1項の規定による許可を受けずに、又は同条第2項の許可条件に違反して寄附金を募集した者
 - 五 第73条第2項の規定による条件に違反して寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分した者
- 第130条 第73条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。
- 第131条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても各本条の罰金刑を科する。
- 第132条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。
- 一 この法律に基づく政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
 - 二 第35条において準用する民法第51条第1項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
 - 三 第43条第3項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 四 第44条第4項の規定による同条第2項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
 - 五 第50条又は第51条第2項の規定に違反したとき。
 - 六 第55条において準用する民法第70条又は第81条第1項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。
 - 七 第55条において準用する民法第79条第1項又は第81条第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

- 第133条 第23条又は第111条第4項の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

[平成15年4月1日以降]

第10章 地域福祉の推進

第1節 地域福祉計画(第107条・第108条)

第2節 社会福祉協議会(第109条～第111条)

第3節 共同募金(第112条～第124条)

第11章 雑則(第123条～第126条)

第12章 罰則(第127条～第131条)

附則

<抜粋>

第1節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 別表中「(第125条関係)」を「(第127条関係)」に改め、同表都道府県の項及び指定都市及び中核市の項中「第112条、第119条」を「第114条、第121条」に改める。

おかやま ほっとプラン

第2次岡山県社会福祉協議会活動強化計画

平成13年3月

発行：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

〒700-0813 岡山市石関町2-1 県総合福祉会館6F

TEL：086-226-3511 FAX：086-227-3566

e-mail：shakyo@fukushiokayama.or.jp

http： www.fukushiokayama.or.jp/